

【平成26年4月1日改正分】

表-5 産業廃棄物の種類別処理処分単価表

(単位:円/トン)

区分	産業廃棄物の種類	処理処分費(税抜価格)	
埋立	金属くず	8,000	
	鋳さい	8,000	
	産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)	8,000	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	8,000	
		保温くず(綿状・線状物)	17,000
		石膏ボード	18,000
		石綿含有産業廃棄物	20,000
	がれき類	8,000	
		保温くず(綿状・線状物)	17,000
		石綿含有産業廃棄物	20,000
	燃え殻	10,000	
	ばいじん	11,500	
	汚泥	11,500	
		染色汚泥	10,500
	廃油(タールピッチ類)	17,000	
	ゴムくず	17,000	
	廃プラスチック類	18,000	
		石綿含有産業廃棄物	20,000
	特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	65,000	
	自動車等破砕物	20,000	
	熱しゃく減量20%以下	13,000	
焼却	汚泥	15,000	
	廃プラスチック類	17,200	
	紙くず	17,200	
	木くず	17,200	
	繊維くず	17,200	
	ゴムくず	17,200	

(備考1) 別途、消費税及び埋立処分については産業廃棄物処理税(1,000円/t)が必要です。

(備考2) 混合廃棄物の処理処分単価は、含まれる産業廃棄物の種類の中で最も高い金額とします。

(備考3) 「自動車等破砕物(熱しゃく減量20%以下)」の適用は、事前に当該種類により契約した場合に限ります。